

令 7 医 務 保 険 第 1 3 3 7 号
令和 7 年 (2025 年) 1 2 月 2 5 日

山 口 県 医 師 会 長
山 口 県 歯 科 医 師 会 長 様
山 口 県 病 院 協 会 長

山 口 県 健 康 福 祉 部 医 務 保 険 課 長

令和 7 年度「医療機関等光熱費高騰対策支援事業（追加支給）」の実施について

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、物価高騰により光熱費等が上昇する中、医療機関等において安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう、公定価格で運営され、光熱費等の急激な物価高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関等を対象に「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」を追加支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいますとともに、貴会会員への周知について御協力をお願いします。

記

1 申請受付期間

令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 2 月 2 8 日（土）【必着】

2 県ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300295.html>

3 対象者（医療機関関係）

- 山口県内に所在する病院及び診療所（歯科含む）で、令和 8 年 1 月 1 日時点において保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象
- 同一施設で、医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合は、いずれか一方のみでの申請が可能
- 申請時点で休床している病床は支援額の算定対象外
- 申請時点で休止又は廃止している施設は支援の対象外
- 市町が設置する医療機関は支援の対象外

4 お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：083-933-2820

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

担	当
医	療
指	導
堀	永

令 7 医 務 保 険 第 1 3 3 7 号
令和 7 年 (2025 年) 1 2 月 2 5 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

令和 7 年度「医療機関等光熱費高騰対策支援事業（追加支給）」の実施について

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、物価高騰により光熱費等が上昇する中、医療機関等において安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう、公定価格で運営され、光熱費等の急激な物価高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関等を対象に、「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」を追加支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいませようお願いします。

記

1 申請受付期間

令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 2 月 2 8 日（土）【必着】

2 県ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300295.html>

3 お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：083-933-2820

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

令和7年度 医療機関等の光熱費高騰への支援金について

光熱費等の高騰が長期化する中、医療機関等において安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう、光熱費の高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関等を対象に「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」（以下、「支援金」という。）を支給します。

対 象 者	山口県内に所在する病院、有床診療所、無床診療所及び施術所 （以下、「医療機関等」という。） ※詳しい要件については「2 注意事項」をご確認ください。
申 請 期 間	令和8年1月6日(火)～令和8年2月28日(土)必着
申 請 書 類	①申請書（様式第1号） ②口座番号・名義等が確認できる振込先口座の通帳の写し ※必ず申請者名義の口座を指定してください。 以前に支援金を受給した実績があり、今回も同じ口座への振込を希望される場合、（口座名義人等に変更がなければ）通帳の写しは添付不要です。

※この事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（重点支援地方交付金）を活用して実施します。

1 支援金額

施設ごとの支援金額は以下のとおりで、支給は1施設につき1回限りです。

施設区分	支援金額
病院（病床200床以上）	1施設当たり130,000円に 病床数×50,000円を加算した額
病院（病床200床未満） 有床診療所（歯科含む）	1施設当たり130,000円に 病床数×40,000円を加算した額
無床診療所、歯科診療所	1施設当たり130,000円
施術所	1施設当たり 40,000円

2 注意事項

(1) 対象者等について

- ・病院及び診療所については、令和8年1月1日時点で保険医療機関の指定を受けている施設が対象です。なお、支援金額を算定する際の「病床数」は、令和8年1月1日時点で稼働している病床の数とします。
- ・施術所については、令和8年1月1日時点で受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている施設が対象です。
- ・今回の支援金は令和7年度事業（追加支給分）として改めて実施するもので、前回までの「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」を受給済みの医療機関等も対象となります。

- ・ 同一施設で医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合は、いずれか一方のみ申請を受け付けます。
- ・ 同一施設で柔道整復師法とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の両方の届出を行っている場合は、いずれか一方のみ申請を受け付けます。
- ・ 申請時点で休止または廃止している施設は対象外です。
- ・ 市町が設置する医療機関等は対象外です。

(2) 支援金の支給等について

- ・ 支援金は、申請書を県で受け付けて審査した後、1か月程度でお支払いする予定です。
- ・ 支給申請書を審査して、適正と認めた場合には支援金をお支払いし、通知等はお送りしません。虚偽の申請等により不支給要件に該当する場合には、不支給を決定する通知をお送りします。

※その他、制度の詳細については、「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金支給要綱」及びQ&Aをご確認ください。

3 申請方法・申請先

- なるべくオンライン申請をご利用ください。
- 医療機関等の開設者が県外に所在する場合は、郵送で申請してください。
- メールまたは郵送で申請する場合は、以下のURLから様式をダウンロードしてください。
- なお、様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布している申請書をご利用ください。

申請書のダウンロード <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300295.html>

- ① オンライン申請（やまぐち電子申請サービス利用）の場合
事前に振込先口座の通帳の写真等をご用意（不要の場合あり）
いただき、右の二次元コードまたは以下のURLから申請して
ください。



やまぐち電子申請サービス

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=350001&shinseiFmtNo=151000&shinseiEdaban=05>

② メール申請の場合

以下のメールアドレスに申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

メールアドレス byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp

③ 郵送申請の場合

以下のあて先に申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

送付先 〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県 健康福祉部 医務保険課 支援金担当あて

4 お問い合わせ先

山口県 健康福祉部 医務保険課 TEL 083-933-2820
【受付時間：平日9:00～17:00】

令和7年度
医療機関等光熱費
高騰対策支援事業

Q & A

令和7年12月17日
山口県健康福祉部医務保険課

1 交付対象施設

Q 対象となる施設の要件は。

A 病院及び診療所については令和8年1月1日時点で保険医療機関の指定を受けている施設が対象です。ただし、市町が設置する医療機関は対象外です。
また、施術所については令和8年1月1日時点で受領委任を取り扱う者として登録（承諾）を受けている施設が対象です。なお、上記の条件を満たす施設で、令和8年1月2日以降に施設の移転や個人事業主の法人化、受領委任の施術管理者の変更等により再度登録（承諾）を受け直した施設も対象です。

Q なぜ、保険医療機関の指定や受領委任を取り扱う者として登録（承諾）を受けていないと対象にならないのか。

A 診療報酬等の公定価格で運営され、光熱費高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等の支援を目的としているためです。

Q 申請時点で休止または廃止している施設は対象となるか。

A 対象外です。

Q 支援額の算定対象となる病床数は、どのように数えればよいか。

A 令和8年1月1日時点における稼働病床数で申請してください。

Q 令和8年1月1日時点で休床している病床も算定の対象になるか。

A 対象外です。

Q 令和8年1月1日時点で入院患者の受け入れを休止している有床診療所は、どの区分で申請すればよいか。

A 無床診療所として申請してください。

Q 開設者の本店が県外にある場合でも、申請できるか。

A 山口県内に所在する施設については申請できます。一方で、開設者の本店が山口県内にある場合でも、県外に所在する施設は申請対象外となります。

Q 以前に山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金を受給した実績があるが、今回再び申請して差し支えないか。

A この支援金は令和7年度事業（追加支給分）として改めて支給するもので、令和4年度から令和7年度（当初分）までの支援金受給実績があっても、申請に支障ありません。

2 支援金の申請・交付について

Q いつ支援金は交付されるのか。

A 申請書の受理後、審査を行い、内容に不備がなく適正と認められれば、概ね1か月程度で支援金をお支払いする予定です。

なお、申請内容に確認や補正が必要な場合には、支給に通常より時間を要する可能性があります。

また、申請が極端に集中した場合には、予定より支給が遅れる場合があることをご容赦ください。

Q 法人として施設を複数開設している場合は、施設ごとに申請するのか。

A 開設者が同じ病院、有床診療所、無床診療所（歯科含む）、施術所についてはとりまとめて申請してください。

なお、病院、有床診療所、無床診療所（歯科含む）、施術所以外の施設を開設している場合は、施設に応じた申請先に申請してください。

Q 申請後に申請内容の誤りに気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは不正受給行為に当たりますので、絶対にやめください。

Q 前回までの光熱費高騰対策支援金について申請漏れがあった。今回の申請に合わせて、前回までの支援金について申請できるか。

A 前回までの支援金については既に受付を終了しています。

Q 過去に光熱費・食材料費高騰対策の支援金を受給した実績があり、今回の支援金も同じ口座へ振り込むよう希望する場合、預金通帳の写しは必要か。

A 支援金の振込先として、過去に山口県医務保険課から上記支援金を振り込んだ口座を再度指定される場合、預金通帳の写しは添付不要です。ただし、代表者の変更等で口座情報に変更が生じている場合は添付が必要です。

Q Web口座（無通帳口座・通帳レス口座）への振込を希望する場合、預金通帳の写しを添付できないが、どうすればよいか。

A ネット銀行の口座情報画面など、口座情報（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、普通・当座の別）が分かるものを添付してください。